

平和的
目的のため
の原子力
の利用に
おける協
力のため
の日本国
政府とトル
コ共和国
政府との
間の協定
の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	六

一 概説

1 協定の成立経緯

トルコ共和国は、原子力の平和的利用を積極的に推進し、新規に原子力発電所の建設を進めているところ、今後、同国と我が国との間で原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されたことから、両政府は、平成二十三年（二千十一年）一月に原子力協定の締結に向けた交渉を開始した。その後、同年三月から平成二十四年（二千十二年）三月にかけて計三回にわたる交渉を行った結果、この協定の案文につき最終的な合意をみるに至ったので、日本側は、平成二十五年（二千十三年）四月二十六日に東京において岸田外務大臣により、トルコ側は、同年五月三日にアンカラにおいてユルドウズ・エネルギー天然資源大臣により、この協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結により、両国の間で長期間にわたって安定的に核物質、原子力関連資機材及び技術を移転することが可能となり、また、これらの平和的利用が法的に確保されることから、この協定を締結することは極めて有意義である。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文十五箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成っており、その主要内容は次のとおりである。

1 この協定上、「認められた者」、「核物質」、「資材」、「設備」、「技術」、「開発」、「生産」、「使用」、「技術に基づく設備」及び「回収され又は副産物として生産された核物質」は、それぞれ定義された意義を有する。（第一条）

2 (1) この協定の下での協力は、専門家及び研修生の交換、国家安全保障上の理由により秘密とされた情報以外の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項についての役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。（第二条1）

(2) (1)の協力は、原料物質であって天然に存在するものの探鉱及び採掘、原子炉（両締約国政府が合意するものに限る。）の設計、建設、運転及び廃止、核燃料の生産及びそのための設備の製作、原子力の安全、核セキュリティ、使用済燃料及び放射性廃棄物の

管理、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用、この協定の範囲内の分野に関する研究及び開発等の分野において行うことができる。(第二条2)

(3) ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、第十条1の規定に従ってこれらを移転することを可能にするような改正が行われた場合に限り、この協定の下で移転することができる。(第二条3)

3 (1) この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。(第三条1)

(2) この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。(第三条2)

4 (1) この協定の下での協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従う。特に、核物質等の供給に係る協力については、それぞれの国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、国際原子力機関の保障措置が適用されていることを要件とする。(第四条1)

(2) この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受ける。(第四条2)

(3) 国際原子力機関が保障措置を適用しない例外的な場合には、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに共同で同機関と協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、同機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、4(2)の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。(第四条3)

5 (1) 日本国及びトルコ共和国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び原子力の安全に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。

(第五条1)

(2) 日本国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。トルコ共和国は、同条約の締結の時から同条約に適合するように行動する。(第五条2)

- (3) 両締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質等が置かれ、又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。(第五条3)
- (4) 両締約国政府は、原子力事故に係る準備及び対応を含む原子力の安全を向上させるため、定期的に両締約国政府間で協議を行うことができる。(第五条4)
- 6 (1) この協定に基づいて移転された核物質等について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。(第六条1)
- (2) この協定に基づいて移転される核物質等の国際輸送について、日本国及びトルコ共和国は、核物質の防護に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。(第六条2)
- (3) 一方の締約国政府は、この協定に基づいて移転される核物質に関する防護措置の妥当性について検討するため、その移転が行われる前に、他方の締約国政府と協議を行うことができる。また、一方の締約国政府は、回収され又は副産物として生産された核物質に関する防護措置の妥当性について検討するため、他方の締約国政府と協議を行うことができる。(第六条3)
- (4) 両締約国政府は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。(第六条4)
- 7 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。(第七条)
- 8 この協定に基づいて移転された核物質等は、両締約国政府が書面により合意する場合に限り、トルコ共和国の管轄内において、濃縮し、又は再処理することができる。(第八条)
- 9 (1) 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質等は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質等の移転に先立ち、移転される当該核物質等がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者で

- あることの書面による確認を受領締約国政府から得る。(第九条1)
- (2) この協定に基づいて移転された核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。(第九条2)
- 10 (1) いずれの締約国政府も、他方の締約国政府若しくはその認められた者に対する商業上若しくは産業上の優位を追求するため、他方の締約国政府若しくはその認められた者の商業上若しくは産業上の利益を損なうため又は原子力の平和的利用の進展を妨げるためにこの協定の規定を利用してはならない。(第十条1)
- (2) 両締約国政府は、この協定の効果的な実施のため、国内の核物質計量管理制度に基づき、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の最新の在庫目録を毎年交換する。(第十条2)
- (3) 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定に基づいて移転された核物質等の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、この協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができるものとする。(第十条3)
- 11 両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産等の適切かつ効果的な保護を、両国が当事国である関係する国際協定等に従って確保する。(第十一条)
- 12 (1) この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。(第十二条1)
- (2) この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が協議によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。(第十二条2)
- 13 (1) 日本国政府又はトルコ共和国政府は、それぞれ、トルコ共和国又は日本国について、この協定の一定の規定に対する違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。(第十三条1)

- (2) 日本国政府又はトルコ共和国政府は、それぞれ、トルコ共和国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、(1)に規定する権利と同じ権利を有する。(第十三条2)
- (3) いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させるに先立ち、両締約国政府は、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合には、当該行動の影響及び原因となった事情が故意によるものか否かについて慎重に検討する。(第十三条3)
- (4) この協定に基づいて移転された核物質、資材又は設備の返還を要求するこの条の規定に基づく権利は、両締約国政府が相互に受け入れることができる条件及び手続に従って行使される。(第十三条4)
- (5) いずれか一方の締約国政府は、(3)に規定する協議の後、(1)に規定する場合において適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかつたとき、又は(2)に規定する場合において是正措置を見いだすことができないと判断するときは、第十三条の規定に基づく権利を行使するものとする。(第十三条5)
- 14 (1) 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定の改正について、相互に協議する。この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。改正は、第十五条1に規定する手続と同様の手続に従い、効力を生ずる。(第十四条1)
- (2) この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。附属書の修正は、日本国政府がトルコ共和国政府から必要な国内手続が完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。(第十四条2)
- 15 (1) 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。(第十五条1)
- (2) この協定は、十五年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。(第十五条2)

(3) この協定の終了の後においても、第一条、第三条、第四条2及び3、第五条から第八条まで、第九条2並びに第十条から第十三条までの規定は、引き続き効力を有する。(第十五条3)

16 附属書Aは資材及び設備とされるものを、また、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。